

市民後見人の育成・活用の方向性について（過去の懇談会での検討内容と今回の懇談会での提案内容）

	項目	第 1 回～第 4 回懇談会での検討内容	今回（第 5 回）懇談会での追加・変更内容	追加・変更理由等
1	市民後見人育成の必要性・意義	<p>《第 1 回》</p> <p>(1) 育成の必要性</p> <p>ア 現実的（消極的）理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者等の増加に伴う被後見人の増加 ・ 単身高齢者の増加に伴う親族後見の減少 <p>により、今後不足が見込まれる後見人等となりうる人材を確保する。</p> <p>イ 積極的理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被後見人を身近で支えるため、寄り添った親身な支援、地域に根差した細やかな支援、臨機応変な対応が期待できる。 ・ 市民の共助の精神の醸成、社会貢献意識の高揚、市民主体の福祉活動の推進が期待できる。 ・ 育成活動を通して成年後見制度の啓発広報ができる。 <p>《第 4 回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に根差し、フットワークの良いきめ細かな対応ができる。 ・ 後見を必要とする人に寄り添った伴走型の後見活動を行うことができる。 ・ 市民が担い手となることで、地域への成年後見制度の普及が進み、新しい地域のつながりが生まれる。 ・ 団塊の世代の高齢者など地域活動に意欲を持つ市民の社会参加意識の醸成を図ることができる。 	<p>追加・変更なし (第 1 回・第 4 回のとおり)</p>	
2	市民後見人による後見活動の対象となる者・事案	<p>《第 1 回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身寄りがない又は身寄りがあったとしても疎遠又は後見を行う意思若しくは能力がない者 ・ 専門職に委ねるための費用を支払うことが困難な者 ・ 専門職に委ねるほどの複雑な支援を要しない者 <p>《第 4 回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多額の財産管理や負債がなく不動産等の処分を伴わない事案 ・ コミュニケーションや対人援助等に専門的な技術を必要としない事案 ・ 虐待や権利侵害など、急迫した事情を有しない事案 ・ 親族等との係争がない事案 ・ 地域からの後見活動が可能な事案 (大阪市の要件を参照) 	<p>追加・変更なし (第 4 回のとおり)</p>	

	項目	第1回～第4回懇談会での検討内容	今回（第5回）懇談会での追加・変更内容	追加・変更理由等
3	市民後見人に必要な資質・能力	<p>《第1回》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民後見の役割の認識 市民後見人としての倫理 成年後見制度に関する知識（制度概要、市の利用支援事業など） 成年後見等の実務に関する知識（後見等開始申立手続、契約実務等） 支援対象者の障害（認知症・知的障害・精神障害）への理解 地域福祉の知識 <p>《第4回》</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人として必要な知識・技術、社会規範・倫理性を備えている。 市民として地域貢献したいという意識を備えている。 対人援助の基礎を備えている。 対象者の立場を理解し、自己決定を支えながら最善の策を導くことができる。 	<p>追加・変更なし （第1回・第4回のとおり）</p>	
4	市民後見人の担い手候補（育成対象者）	<p>《第1回》</p> <p>【市民後見人となることに関心を持つと考えられる人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター（約3万人） 認知症アドバイザー（約350人） 福祉サービス利用援助事業（かけはし）支援員（市社協） 地区ボランティアバンク登録者（地区社協） 民生委員・児童委員（1,964人（定数）） 親族を介護している家族 親族の成年後見等を行ったことがある人 <p>【後見等を行うための時間があると考えられる人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職した団塊世代 育児が終わった女性 <p>《第2回・第3回》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民を対象に成年後見制度に関する基礎研修を実施し、修了者には「かけはし」の生活支援員を担ってもらう。 生活支援員を対象に、実践的な研修を実施し、修了者には「こうけん」の支援員（後見支援員（仮称））として活動してもらい、この経験を通じて、実務経験を積んでもらう（後見支援員（仮称）が将来の市民後見人の候補者となる。）。 「こうけん」の組織体制を強化し、将来の市民後見人の候補者を増やす観点から、後見支援員は生活支援員の経験者に限定しない（上記以外の養成ルートも設定）。 <p>《第4回》</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル事業を先行実施し、その養成対象者は「かけはし」の生活支援員に限定する。 ※ その後、一般市民を対象にし、養成講座を実施する。 	<p>第4回から変更あり</p> <p>○ モデル事業の先行実施は行わず、当初から広く一般市民を対象にした養成事業を行う。</p> <p>☆ 詳細は「資料2：事業内容概略図」参照</p>	<p>《理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に係る市民の意識を高め、共助の精神を醸成することも市民後見人の育成目的の一つであることを鑑みれば、本来、市民後見人の候補者は、広く一般市民から求めるべきである。 本市において、直ぐにでも候補者を養成しなければ成年後見人の担い手が確保できないほど逼迫した状況にないこと、また、担い手となる市民の養成には一定以上の時間を要することを考慮すれば、モデル事業を先行実施するよりは、当初から本格的に事業を実施し、時間をかけて市民後見人候補者を養成した方が効率的であると考えられる。

	項目	第1回～第4回懇談会での検討内容	今回（第5回）懇談会での追加・変更内容	追加・変更理由等
5	市民後見人の養成方法	<p>《第3回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般市民を対象に、基礎研修を実施 ② 基礎研修修了者は、「かけはし」の生活支援員として、又は「施設や福祉事業所」において、実務経験を積む。 ③ ②の経験者を対象に、実践研修を実施 ④ 実践研修修了者は、「こうけん」の活動を支援する後見支援員として実務経験を積む。 <p>※ ④の中から、将来の市民後見人の候補者が育成される。</p> <p>《第4回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養成対象者を「かけはし」の生活支援員に限定した「モデル事業」を行い、その後、一般市民対象の養成事業に移行 <p>【モデル事業】 市社協「かけはし」の生活支援員を対象として、次の研修を実施 基礎研修（座学中心）→ 実践研修（演習中心）→ 実地研修（実務経験）→ バンク登録</p> <p>【本格実施】 一般市民を対象として、次の研修を実施 <u>講演会（基礎知識）</u> → 基礎研修 → 実践研修 → 実地研修 → バンク登録</p> <p>※ 「市民後見人育成のための委員会」を設置し、次の段階の研修受講者の絞り込み（選考）を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第4回から変更あり</p> <p>○ <u>モデル事業は行わず、当初から広く一般市民を対象に養成講座の参加を呼び掛ける。</u></p> <p>○ 養成講座は、以下の順で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①基礎研修 → ②実践研修 → ③バンク登録 ・ 「選考委員会（仮）」を設置し、次の段階の研修受講者の絞り込み（選考）を行う。 ・ <u>バンク登録者（市民後見人候補者）には、実際に市民後見人に選任されるまでの間、市社会福祉協議会の「かけはし」や「こうけん」、または専門職関係機関での後見活動において日常的に権利擁護活動に関わっていただき、経験を重ねていただく。</u> <p>☆ 詳細は「資料2：事業内容概略図」、「資料3：事業内容の詳細」、「資料4：市民後見人の育成・活用に係る関係機関との協議事項」のとおり</p>	<p>《理由》 (モデル事業の先行実施をしない理由については、上記4と同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バンク登録者の能力を維持・向上させるためには、後見案件を受任するまでの間、実務の場において経験を重ねてもらわなければならない点、第4回懇談会と同じであるが、①市社協だけでなく専門職関係機関においても活動する場を設けた方が、よりよい市民後見人の養成ができるのではないかと。 ・ また、市社協の「こうけん」の事業規模からしても、バンク登録者全員の活動の保証ができないのではないかと。
6	市民後見人育成後の管理方法 ①候補者の管理（能力維持・向上策を含む）	<p>《第4回》 研修終了者の中から市民後見人の候補者を選考し、「市民後見人バンク」へ登録</p>	<p style="text-align: center;">第4回から一部変更あり</p> <p>○ バンク登録者には、実際に市民後見人に選任されるまでの間、市社会福祉協議会の「かけはし」や「こうけん」、または専門職関係機関での後見活動において日常的に権利擁護活動に関わってもらい、経験を重ねてもらおう。</p> <p>☆ 「詳細は資料3：事業内容の詳細」のとおり。</p>	<p>《理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記5と同じ。
	②候補者の選任方法	<p>《第4回》 市社協、行政、三士会等で構成される「市民後見人育成のための委員会（＝選考委員会（仮）」を設置し、市民後見人バンク登録者（市民後見人候補者）を選考</p>	<p style="text-align: center;">追加・変更なし (第4回のとおり)</p>	
7	市民後見人をフォローアップする方法	<p>《第4回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な助言・相談支援体制の確立（市社協） ・ 専門的な助言・相談支援・客観的なチェック体制の確立（専門職） ・ 市・市社協・専門職・家裁等で事例検討・情報共有を行うネットワークの構築 ・ 市民後見人バンク登録者の情報交換の機会の創出支援 	<p style="text-align: center;">今後の懇談会で詳細を検討する。</p>	
8	市民後見人の選任を実現するための方策	なし	<p style="text-align: center;">今回（第5回）追加</p> <p>○ <u>家裁との定期的な懇談会の実施し、意向を確認した上で市民後見人養成事業を展開することを検討する。</u></p> <p>☆ 詳細は「資料4：市民後見人の育成・活用に係る関係機関との協議事項」のとおり</p>	<p>《理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人を選任する家裁と定期的な協議の場を持つことにより、市民後見人に求める能力等基本的な考え方を共通化することで、広島市における養成事業をより効果的・効率的に実施することができる。

	項目	第1回～第4回懇談会での検討内容	今回（第5回）懇談会での追加・変更内容	追加・変更理由等
9	関係機関の役割 ①市	<<第3回>> ・ 基礎研修、実践研修の実施（委託） ・ 市民後見人の育成・活用に関する懇談会の主催 （構成員：弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、市社協、市） ・ 制度設計の見直し（今後目指す市民後見人の育成・支援方策の検討等） ・ 市民後見人育成・活用実施のための財源確保	追加・変更なし （第3回のとおり）	
	②市社会福祉協議会	<<第3回>> ・ 養成研修の実施（受託） ・ 市民後見人の育成・活用に関する懇談会に参画 ・ 成年後見事業運営審査委員会（＝選考委員会（仮））の主催 ・ 将来の市民後見人候補者への実務経験の場の提供	追加・変更なし （第3回のとおり）	
	③専門職（三士会等）	<<第3回>> ・ 養成研修への講師派遣 ・ 市民後見人の育成・活用に関する懇談会に参画 ・ 成年後見事業運営審査委員会（＝選考委員会（仮））に参画	今回（第5回）一部追加 ○ 以下の役割を追加 ・ <u>市民後見人バンク登録者に対し権利擁護活動に携われる場を提供</u>	<<理由>> ・ バンク登録者の活動の場としては、一義的には市社会福祉協議会の「かけはし」や「こうけん」が考えられるが、「こうけん」で扱う成年後見件数が少ないこと、また、専門職の扱うケースを手伝うことでより実践的な経験を積める可能性が高いことを鑑みて、専門職関係機関へのバンク登録者の受け入れ依頼を検討してはどうか。
	④家庭裁判所	なし	今回（第5回）追加 ○ 以下の役割を追加 ・ <u>養成研修における講師の派遣</u> ・ <u>意向確認のための定期的な懇談会の実施</u> ☆ 詳細は「資料4：市民後見人の育成・活用に係る関係機関との協議事項」のとおり	<<理由>> ・ 「8 市民後見人を家裁に選任していただくための方策」と同じ
10	法人後見との連携方法	<<第2回・第3回>> ・ 生活支援員等で実践研修を修了した者について、市社協の「こうけん」の支援員（後見支援員（仮称））として活動してもらい、この経験を通じて、実務経験を積んでもらう（後見支援員（仮称）が将来の市民後見人の候補者となる。）。	基本的には追加・変更なし （第2回・第3回のとおり） ※ ただし、法人後見での実務経験の場をどう位置づけるか（「後見支援員」という制度を作って役割を与えるのか）は、今後改めて検討する。 ☆ 詳細は「資料4：市民後見人の育成・活用に係る関係機関との協議事項」のとおり	<<理由>> ・ 「6 市民後見人育成後の管理方法①候補者の管理」と同じ
11	事件・事故への対応	なし	今後の懇談会で詳細を検討する。 （例）① 損害賠償保険への加入 ② 少人数の養成により、質の高い人材を確保 ③ 関係機関による市民後見人へのサポート・フォローの徹底	<<理由>> ・ 市民が市民の財産管理をするという事務の性質上、事件・事故発生等のリスクを最小限に止める必要がある。